

国住指第788号
平成27年5月27日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携等について

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成27年6月1日から施行する部分に限る。）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関係告示の施行については、本日付け「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（技術的助言）により住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであり、併せて、同文書名で建築指導課長、市街地建築課長から運用に当たっての留意点等を通知しているところである。

両通知において、改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6の規定に基づく仮使用認定制度に関する運用等を示しているが、仮使用認定における指定確認検査機関と消防部局との連携等について、下記のとおり通知する。

貴都道府県におかれては、貴管内の特定行政庁及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、消防庁から別添のとおり所管部局あてに通知されているので、念のため申し添える。

記

1. 指定確認検査機関による仮使用認定について

指定確認検査機関による仮使用認定においては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条等の規定を含む建築基準関係規定への適合性について指定確認検査機関において自ら確認する必要があるため留意すること。

このため、建築基準関係規定への適合性の確認等仮使用認定に係る事務を行うに当たって、消防機関との連携方法について、必要に応じて、消防機関に相談等を行い、相互に確認しておくことが望ましい。

また、指定確認検査機関による仮使用認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仮使用の部分の規模等に応じて消防法第17条の3の2の規定に基づく消

防用設備等の検査等を受ける必要があるため、指定確認検査機関は申請者に対し、その検査等の実施状況を確認し、実施されていない場合は必要な手続きについて情報提供することが望ましい。

これまで特定行政庁による仮使用承認では、特定行政庁に提出した安全計画書を消防部局に提出する消防計画に代替できる運用が行われてきた。一方、指定確認検査機関に提出する安全計画書は、消防計画と比較して防火管理体制等の内容が不足するため、消防部局に提出する消防計画に代替できないことに注意が必要である。このため、指定確認検査機関は申請者に対し、消防計画の消防部局への提出状況を確認し、提出されていない場合は必要な手続きについて情報提供することが望ましい。

2. 特定行政庁による仮使用認定について

これまで特定行政庁による仮使用承認の運用については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和 52 年 10 月 28 日付建設省住指第 771 号）」で通知されているところであるが、今回の改正によって、その運用に変更はない。